

平成29年第3回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成29年8月18日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第32号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第33号 物品売買契約の締結について（消防ポンプ自動車（CD-1型））
- 日程第6 議案第34号 本巢消防事務組合理約の変更について
- 日程第7 議案第35号 岐阜市及び本巢市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議について
- 日程第8 議案第36号 指定管理者の指定について
- 日程第9 議案第37号 平成29年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第38号 平成29年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第39号 平成29年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 認定第1号 平成28年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第2号 平成28年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第3号 平成28年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第4号 平成28年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第5号 平成28年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第6号 平成28年度本巢市水道事業会計決算について
- 日程第18 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（15名）

1番	堀部好秀	3番	鏑本規之
4番	黒田芳弘	5番	船渡洋子
6番	臼井悦子	7番	高田文一
10番	道下和茂	11番	中村重光
12番	村瀬明義	13番	若原敏郎
14番	瀬川治男	15番	後藤壽太郎
16番	上谷政明	17番	大西徳三郎
18番	鵜飼静雄		

欠席議員（1名）

2番 江崎達己

欠員（2名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	石川博紀
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	大野一彦	市民環境部長	森 寛
健康福祉部長	久富和浩	産業建設部長	青木幹根
林政部長兼 根尾総合支所長	蜂矢嘉徳	上下水道部長	三浦 剛
教育委員会 事務局長	溝口信司	会計管理者兼 会計課長	小野島 広人
代表監査委員	三田村 晃司		

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	坪内重正	議会書記	杉山昭彦
議会書記	大久保守康		

開会の宣告

○議長（上谷政明君）

ただいまから平成29年第3回本巢市議会定例会を開会いたします。

議席番号2番 江崎達己君より欠席届が提出されておりますので、報告いたします。

ただいまの出席議員数は15人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号10番 道下和茂君と11番 中村重光君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（上谷政明君）

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月7日までの21日間とし、8月19日から21日、23日から28日、31日から9月6日までを休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月7日までの21日間とし、8月19日から21日、23日から28日、31日から9月6日までを休会とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（上谷政明君）

日程第3、諸般の報告を行います。

まず最初に、私から報告します。

初めに、私から出席しました会議等につきまして報告をさせていただきます。

7月6日に美濃加茂市のシティホテル美濃加茂において開催されました第278回岐阜県市議会議長会に副議長と出席しましたので、報告します。

初めに、会長市であります岐阜市議会より会務報告があり、その後議案の審議を行いました。

議案は、中津川市より地域医療提供体制の整備促進について及び各務原市より地方公共団体が管理する公共施設等の適正管理への財源確保についての要望議案が提出され、提案説明の後審議を行いました結果、原案のとおり可決されました。

続いて、平成28年度岐阜県市議会議長会会計及び慶弔基金会計の歳入歳出決算認定についての議案が提出され、提案説明の後審議を行いました結果、原案のとおり承認されました。

なお、議長会の次期開催市については瑞浪市に決定されました。

次に、7月中に開催されました東海環状自動車道西回りルート建設促進大会及び同建設促進協議会、東海環状自動車道建設促進岐阜県西部協議会及び国道21号、22号等整備促進期成同盟会のほか、主要地方道の建設促進期成同盟会の総会が開催されました。それぞれ出席いたしました。

議事内容については、主に平成28年度の事業報告、決算認定及び平成29年度の事業計画、予算等についてであり、原案のとおり承認または可決されました。そのほか、道路の早期整備に係る要望等の決議の採択が行われましたことも、あわせて御報告いたします。

なお、会議等の資料につきましては、議会事務局に保管してありますので、必要な方はごらんになってください。

以上で報告を終わります。

次に、議会だより編集特別委員会の報告を委員長に求めます。

議会だより特別委員会委員長 堀部好秀君。

○議会だより編集特別委員会委員長（堀部好秀君）

議会だより編集特別委員会から報告を申し上げます。

議会だより第55号につきましては、8月1日付で発行し、既に市内の各家庭に配付されているところであります。

掲載内容につきましては、6月に開かれました第2回定例会の内容が主なものとなっております。表紙には、6月5日に議員視察研修として岐阜市消防本部を見学したときの写真を掲載しました。2ページからは、定例会で議決された一般会計補正予算、本会議の質疑の内容と主な議案について、一般質問、全国市議会議長会・東海市議会議長会から功労者表彰、委員会報告、審議結果及び各議員の表決、政務活動費の使途、故高橋勝美議員へ贈る言葉、議員活動日誌の順に掲載し、11ページには、議員活動報告として4月27日の越前市との交流会の記事と、最終ページには、本巣市歴史研究会歴史講演会の特集記事を掲載しました。

今回は、平成29年5月25日、6月27日、6月30日、7月11日、7月18日の計5回委員会を開催いたしました。

次回の議会だよりについては、今定例会の内容を主なものとして、11月1日発行予定です。

以上、議会だより編集特別委員会からの報告を終わります。

○議長（上谷政明君）

次に、もとす広域連合議会の報告を臼井悦子君をお願いいたします。

○6番（臼井悦子君）

もとす広域連合議会の報告をいたします。

平成29年第2回もとす広域連合議会臨時会が、会期を7月24日の1日限りとして本巣市役所本庁舎3階議場で開催されました。

臨時会に提出された議案は、条例の一部改正1件、補正予算2件の計3件でした。

条例の一部改正は、もとす広域連合障害支援区分認定審査会設置条例の一部を改正する条例についてであり、もとす広域連合の事務所移転に伴い、事務所の所在地を改正する内容のものでした。

次に、補正予算は、平成29年度もとす広域連合一般会計補正予算（第1号）について及び平成29年度もとす広域連合老人福祉施設特別会計補正予算（第1号）についての2件であり、一般会計の補正予算は、医師報酬等の源泉徴収税額不足分に係る延滞税として2,000円の補正を行い、予算総額を4億5,950万2,000円とするものでした。また、老人福祉施設特別会計の補正予算は、社会保険制度改正に伴い、日々雇用職員の賃金に係る社会保険料が増額となったことにより104万円の補正を行い、予算総額を9億2,994万円とするものでした。

3件の議案について、それぞれ慎重に審議を行いましたところ、全ての議案が全会一致で可決されました。

以上、報告させていただきます。

なお、会議等の資料をごらんになりたい方は、議会事務局に保管してありますので申し出てください。

○議長（上谷政明君）

次に、市長から行政報告をお願いします。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、行政報告を申し上げます。

まず初めに、東海環状自動車道西回りルートの整備状況につきまして御報告を申し上げます。

現在の本巣市内の用地取得状況につきましては、平成29年7月末時点で、市内の全地権者406名のうち387名の皆様との補償を含めた契約は完了したとお聞きしております。契約率は、地権者数では95.3%、取得面積では97.5%となっております。

今後も、引き続き国・県に対し糸貫インターチェンジまでの開通見通しを早期に発表していただけるよう要望を行ってまいりますとともに、市としても協力体制を整え、整備推進に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、樽見鉄道の経営状況につきまして御報告を申し上げます。

樽見鉄道への支援につきましては、ことし3月21日に開催されました樽見鉄道連絡協議会臨時総会におきまして、今年度の沿線市町による支援額を、固定資産税相当分の補助を除きまして、5市町合わせて9,500万円とすることが決定されているところでございます。

このような状況の中、6月28日に平成28年度の樽見鉄道株式会社の株主総会が開催され、平成28年度における樽見鉄道株式会社の経営状況の報告がございました。

報告によりますと、旅客営業の状況について、淡墨桜輸送は天候に恵まれましたが、一斉開花による観桜客の分散により、4月の定期外収入は前期に比べ66万円減収する厳しい結果となりました。こうした年度初めとなりましたが、県からの利用促進対策の補助金が交付され、利用者から要望が

多かった1日フリー乗車券を新企画商品として発売し、7,000枚近く売り上げ、増収に大きく貢献しました。また、前期より継続して実施された本巢市シニア元氣いきいき支援事業や、モレラ岐阜駅利用者の増加などにより定期外収入は前期を若干上回りました。

定期収入では、通勤・通学ともに輸送人員、収入が好調に推移し、特に通勤定期はモレラ岐阜従業員の利用増や、瑞穂市内からの利用が伸びたことにより22年ぶりに9万人を超え、定期収入全体で214万円増収、旅客営業収入全体ではモレラ岐阜駅が開業した平成18年度以来となる1億6,000万円台に達しました。しかし、県の補助を活用した薬草列車等が振るわず、営業外収益を含めた収益の合計は1億7,259万6,147円となっております。

また、経費面では、12月末に神海駅の屋根が強風による被害を受け約500万円の出費等、突発的な修繕費がかさみ、前年度比6.5%増の2億5,486万3,632円で、収益から経費を差し引いた経常損益は、前年度比30.5%増のマイナス8,226万7,485円の赤字となっております。

この赤字を補填するための沿線5市町による補助金及び国や県の補助金などの特別利益1億3,188万673円と、枕木のPC化などに係る特別損失3,664万9,772円を差し引きしますと、差引当期損益は前年度より3,525万9,902円増の1,249万8,406円となり、27年度の赤字から28年度は黒字となっております。

このように、樽見鉄道の経営状況は沿線市町や国・県からの多額の補助金に大きく依存し、こうした補助金で収支をあわせている経営状況であり、依然として厳しい状況でございます。

今後も、少子・高齢化が進展することから、収入の伸び悩みなど経営環境は一層厳しくなると予想され、増収増益を図る取り組みの強化や、経費削減についても引き続き取り組むなどの経営努力が必要であると考えているところでございます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第32号（上程・説明）

○議長（上谷政明君）

日程第4、議案第32号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第32号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてでございます。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行

規則の一部を改正する内閣府令が平成29年4月1日から施行されたことに伴い、支給認定保護者の申請により支給認定証を交付することとされたことから、所要の改正を行うためこの条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、健康福祉部長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上谷政明君）

議案第32号の補足説明を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 久富和浩君。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、議案第32号 本巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元の本巣市議会定例会議案の概要の1ページでございます。

まず改正の趣旨でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令が平成29年4月1日から施行されましたことに伴いまして、本巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきまして、所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の内容でございますが、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有することを認定した支給認定証の交付につきましては、従来、子ども・子育て支援法におきまして、小学校就学前の子どもの保護者は子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、その小学校就学前の子どもごとに子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその該当する小学校就学前の子どもの区分について認定申請をし、その認定を受けなければならない、また市町村はその認定を行ったときは、その結果を当該支給認定に係る保護者に通知しなければならないこととされております。

また、支給認定証は制度上、教育・保育施設等を利用する際に提示し、教育・保育施設等において施設型給付等の算定のために必要な各種情報を確認するために用いることとされておりますが、運用上は自治体から教育・保育施設に各子どもの施設型給付等の額が提示されることもありまして、必ずしも事務量に対応した必要性があるわけではないことなどから、支給認定証の発行につきましては保護者からの申請があった場合のみ行うこととし、支給認定証の交付を申請しない場合は、支給認定時及び支給認定変更時等の手続におきまして、市が支給認定に係る事項を記載した通知書を保護者及び施設に送付することとするものでございます。

以上、補足説明を終わります。

日程第5 議案第33号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第5、議案第33号 物品売買契約の締結について（消防ポンプ自動車（CD-1型））を議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第33号 物品売買契約の締結についてでございます。

消防ポンプ自動車の購入について、売買契約を締結するに当たり、本巣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（上谷政明君）

議案第33号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、議案第33号 物品売買契約の締結について（消防ポンプ自動車（CD-1型））の補足説明をさせていただきます。

消防ポンプ自動車の購入につきましては、本市の更新計画に基づきまして20年ごとに更新するものでございます。今年度更新する消防ポンプ自動車は、平成9年度に購入いたしました第1分団、根尾地域でございますが、こちらの消防ポンプ自動車でございます。

それでは、議案の3ページをお開きください。

消防ポンプ自動車（CD-1型）の購入につきましては、本年7月25日に入札を執行し、同日に岐阜ヤナセ株式会社と仮契約を締結したところでございますが、本契約を締結するに当たりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、仮契約の書類につきましては、議案の概要の6ページから10ページのほうにございますので、御確認いただきたいと思いますと思っております。

それでは最初に、物品名でございますが、消防ポンプ自動車（CD-1型）でございます。CD-1型の消防ポンプ自動車は、キャブオーバーダブルキャブの2トン車種の消防車でございますが、この車両本体のほかに動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令に規定するポンプ、装備等に加えまして、その他附属品一式でございます。

次に、納入場所でございますが、第1分団、根尾地域でございますが、こちらの消防車庫のほうに納車をさせていただきたいと思っております。

次に、契約の方法でございますが、指名競争入札により行っております。

議案の概要11ページには入札執行一覧表がございますが、5社の参加により実施したものでございます。

なお、納期でございますが、平成30年3月16日としております。

次に、契約金額でございますが、消費税及び地方消費税を含みまして2,017万4,400円でございます。

す。税抜きでは1,868万円でございます。

以上、議案第33号の補足説明とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号については、委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第33号 物品売買契約の締結について（消防ポンプ自動車（C-D-1型））は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6 議案第34号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第6、議案第34号 本巣消防事務組合規約の変更についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第34号 本巣消防事務組合規約の変更についてでございます。

本巣消防事務組合の解散に伴い、規約に定めるもののほか、必要な事項は関係市町の協議により定める規定を規約に追加するに当たり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長から御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（上谷政明君）

それでは、議案第34号の補足説明を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、議案第34号 本巢消防事務組合理約の変更について、補足説明をさせていただきます。議案の概要の12ページをお開きください。

初めに、改正の趣旨でございますが、消防の広域化につきましては第2回定例会におきまして岐阜市への消防事務委託に関する規約の制定に関する協議及び準備に係る予算について御議決をいただきまして、現在準備を進めているところでございます。

なお、岐阜市への消防事務委託につきましては、平成30年4月1日からを予定しておるところでございますが、これに伴いまして平成30年3月31日をもって本巢消防事務組合を解散することとなります。本巢消防事務組合の解散に伴う手続につきましては、解散の決定、財産処分、事務の継承、職員の処遇など構成団体の協議により定めることとなります。

これらの手続のうち、解散の決定、財産の処分につきましては、地方自治法に個別の手続が規定されております。また、事務の継承等の手続につきましては、同法の規定によりまして普通地方公共団体の廃置分合の場合の事務継承について定めた同法の施行令を準用することとなりますが、財産の処分の区分、事務の継承先など、明確な規定がございませんので、同施行令におきまして「市町村及び特別区の組合に関しては、規約で特別の定めをすることができる」と規定されておりますので、組合理約に、第13条「この規約に定めるもののほか必要な事項は、関係市町村の協議により定める」という規定を追加しまして、この規定により解散の準備を進めるものでございます。

適用関係でございますが、施行期日につきましては平成29年10月1日でございます。

以上、議案第34号の補足説明とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第34号については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第34号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第34号 本巢消防事務組合規約の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7 議案第35号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（上谷政明君）

日程第7、議案第35号 岐阜市及び本巢市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第35号 岐阜市及び本巢市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議についてでございます。

地方自治法第252条の2第1項の規定により、岐阜市及び本巢市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結するに当たり、同条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、企画部長から御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（上谷政明君）

議案第35号の補足説明を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、議案第35号 岐阜市及び本巢市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入ります。議案の概要の14ページをごらん願います。

まず連携協約の締結の理由でございますが、人口減少社会にあっても一定の圏域人口を有し、活力ある地域経済を維持するための拠点を形成することを目的といたしました国の連携中枢都市圏構想推進要綱に規定をいたします連携協約を岐阜市と締結するためのものでございます。

次に、協約の概要についてでございますが、まず第1条では協約締結の目的を、また第2条ではその基本方針を定めております。第3条では、岐阜市と連携する取り組みといたしまして、1つ目として、圏域全体の経済成長の牽引、2つ目として、高次の都市機能の集積・強化、3つ目といたしまして、圏域全体の生活関連機能サービスの向上を掲げておりますとともに、その役割分担について規定しております。

なお、柱となる具体的な取り組みの内容につきましては、規約の別表において定めております。

次に、第4条では、取り組みに係る事務を処理するための経費の分担についてを、第5条では、

協約の推進に関し連絡調整を図るための協議を毎年度行うことを、また第6条では、連携協約の変更または廃止の手續等につきまして、それぞれ定めております。

なお、本協約の施行期日につきましては、岐阜市及び本巣市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を締結した日からとするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

二、三、確認やら、また方針を伺いたと思います。

まず1つは、今説明にありましたように、第3条の別表で多岐にわたる取り組みの内容が記されています。第2条では、その取り組みの内容について、相互に協力して実施し、連携を図るといふふうに記載されています。

一般的に考えると、こうした項目について協力して連携しましょうということになれば、その全てをというふうに一般論としては捉えられますが、今回の問題については今別表に記されている全てが一つのメニューだと。そのメニューの中のどれについて個々具体的に連携をするのかということについては、今後話し合っていくんだという説明を受けてまいりました。

そういうことで間違いないとは思いますが、そうであればこの表現というのはもう少し考えようがあるのではないかというような気がしてなりません。その辺はどうなのかと。岐阜市と、ほかの山県とかそれぞれの連携協約と共通のものにしようと思うとこういう形になるんでしょうかね。やり方がどうなのかという気がいたしますが、それはどのようにお考えかということをお伺いしたいということと、あわせてこの別表の中で2のイに高度な中心拠点整備という項目がございますね。

高度な中心拠点の整備をしていくという部分がありますけれども、この高度な中心拠点というふうに考えると、一つの圏域の中で一定のところにとんとん集約するというふうにとられかねないですね、一般論としては。そのことによって、周辺地域、中心でない地域が寂れてくる危険性があるのではないかという指摘があちこちで出されています。この文言をどのように理解したらいいのか、あるいはどのように理解されているのか、お伺いしたいと思います。

その部分について、本巣市と岐阜市と連携協約を個々に結ぶその取り組みの内容だというふうには決まっておりますけれども、一応主要な部分かなというふうに思いましたので、お伺いしたいと思います。

3つ目は、この締結をして具体的な個々の取り組み内容が確定してきて、それを実施していく。そういった場合に、締結までは議会の議決が要るとかいろんなことがありますけれども、その後は

執行部と岐阜市との話し合いになってきますね。だけれども、よくわからないところで物事が進んでいくということはよくないので、その実施状況については常に議会あるいは住民にオープンしていくということが求められるのではないかというふうに思っていますが、その点についてのお考えをお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（上谷政明君）

3点の質問があったと思いますが、その3点の質問全てに、企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをさせていただきます。

まず1点目の協約の考え方ということでございますが、あくまでも柱となる取り組みに対して岐阜市と私ども本巣市がどういう関係でその事業に取り組んでいくかというところを、その協約の中では主体となって取り組むのが岐阜市である、またそれに対して協力するのが本巣市である、これは基本的にはこういう形で協約が締結されて、今後物事が進んでいくんだらうというふうに思っています。

ただ、その取り組む中身の事業については、それぞれその取り組む事業によっては本巣市が中心となる場合もあることも想定がされております。それは当然、岐阜市と本巣市の間で細かく調整をする中で取り決めが今後されていくんだらうというふうに思っておりますので、今後、いずれにいたしましてもそこら辺は十分調整を図っていきたいというふうに思っています。

それから、2点目の高度の中心都市ということでございますけれども、この点についてもやはり中心都市である岐阜市、人口20万人以上ある岐阜市を中心としてこういった事業が今後進んでいくんだらうというのは、これはもう間違いないことだらうと思います。

ただし、本巣市にとっても当然お互いにウイン・ウインの関係というものが言われておりますけれども、そういったものでない限り今後事業を進めていくということは考えておりませんので、岐阜市が中心となるんですけれども、その中心となるところでいかにこういった取り組みが末端まで行き届いていくのかというようなことで、どういったものが適切な事業なのかということをお聞きしておりますので、決して中心部である岐阜市だけが活性化をして、過疎地域であるところが寂れていくというものでは決してないというふうに思っていますし、またそういうふうな取り組みを私どもとしては、していく予定はございませんので、そういった形で今後進めていきたいというふうに思っております。

それからもう一点、協約締結後、議会の皆様方、また市民の皆様方にどういう形でその取り組みの内容を明らかにしていくかというところにつきましては、国の要綱の中にもその辺というのはきちっと明記がされております。

その取り組み内容についてはしっかりと公表をすることというふうになっておりますので、また議会の皆様方にも岐阜市との取り組みの状況をできるだけ機会を捉えて、現在こういう形の事業を調整しておりますとか、またこういったところで、中には議会に御相談をするようなこともあろうかと思っておりますけれども、いずれにいたしましても皆様方にはきちっとその連携事業、こういったも

ので取り組んで、またこういった形で予算化をしていくというものをお示ししていきたいというふうに思っています。

また同じように広報紙でありますとか、ホームページ等によって市民の皆様方にもお伝えをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

2番目のことに関連して、もう一つお伺いしたいと思っておりますのは、具体的な事案について連携するということになった、それはそれでいいんですけども、同時にこのビジョンがつくられま
すね、来年。

そのビジョンの中で、本巢市と岐阜市と協定を結んだ部分についてはもちろん含まれていくでしょうけれども、でも将来像を描くわけですね、ビジョンとなると。そうすると、その協定を結んだ個々の具体的な事案以外の部分で、本巢市の考えとそのビジョンで示された圏域の将来像との違いということがあり得ますね。本巢市の従来の考えと将来ビジョンとのずれというの
はあり得ると思うんですね。

そういうときに、本巢市もそのビジョンを認めていくわけでしょうから、本巢市の考えがそれに縛られていくのか、あるいはそのビジョンがあろうと本巢市は本巢市として総合計画があるし、それについてずれが生じようと自分たちの独自の路線で行くんだというふうにや
っていきけるのかどうなのか。言っている意味はわかりますか。その辺の将来的なちょっと不安もなきにしもあらずということでお伺いします。

○議長（上谷政明君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

確かに一対一の連携でございますので、例えば岐阜市と本巢市、また岐阜市と瑞穂市といったような形で取り組む事業が違うときに、いわゆる目指す将来像が違ってくるというような意味での御質問かと思うんですけども、あくまでも連携中枢都市圏としての将来像でございますので、本当にある意味漠然とした将来像でございますので、個々具体的に矛盾が生じるような目指すべき方向ではないというふうに思っていますので、ただそういった取り組みの中にあっても、国の要綱の中にも明記してございますけれども、そういった一対一の取り組みをまた圏域全体に広めるような形での努力もするよ
うにということでもございますので、ただそこには当然のめるかのめないかというようなことも出てきますけれども、そういったことで圏域全体としてどう発展していくのかということ
を前提として物事を考えていくということでございますので、確かに個々具体的にいうとそういった若干の、取り組む事業というのは当然違ってまいりますけれども、目指す方向としては同

一のものであるというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

○議長（上谷政明君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

簡単に聞きますけれども、目指すべき将来像が圏域全体としての将来像が定められると。

でも、例えば本巢市はちょっと違うよという場合もあり得るわけですね、将来の問題としては。必ずしも一つの自治体ではないわけだから、今の市長、また次の市長、その次の市長、その時々状況によって本巢市なら本巢市としての考え方があって、必ずしも一致するとは限らない、当然。

そういう場合に、相当な縛りがかかってくるのかどうかということなんです。その辺の考えがありましたら、それだけ。

○議長（上谷政明君）

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

例えば、岐阜市からそういった提案があっても、本巢市としてそれをどうするのかという、きちっと判断をその時点ですべきかというふうに思っていますので、決して岐阜市が言ってきたからどうだということではないスタンスで、今後取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（上谷政明君）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第35号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第35号 岐阜市及び本巢市における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結に関する協議については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8 議案第36号（上程・説明）

○議長（上谷政明君）

日程第8、議案第36号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

議案第36号 指定管理者の指定についてでございます。

平成30年3月31日をもって、織部の里もとす、NEO桜交流ランド、うすずみ特産販売所、NEOキャンピングパークの4施設について、指定管理者の管理期間が終了することから、都市との交流、地域資源の活用、観光振興など活性化を図ることを目的に、一体的かつ効率的に運営するため、新たな指定管理者を指定するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、産業建設部長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（上谷政明君）

議案第36号の補足説明を産業建設部長に求めます。

産業建設部長 青木幹根君。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、議案第36号 指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

議案の12ページをお願いいたします。

1番の施設の名称でございますが、織部の里もとす、NEO桜交流ランド、うすずみ特産販売所、NEOキャンピングパークでございます。

2番目、指定管理者の名称及び所在地は、東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3のシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社でございます。

指定管理者につきましては、これまで一般財団法人もとす振興公社が指定管理をしてきたところでございますが、北部地域観光施設の持続可能な施設運営には、民間事業者の経営ノウハウを積極的に活用した長期安定的な事業運営を図る必要がございますので、事業者には設計から施設整備、維持管理、運営に至るまでの一連の業務において公募型プロポーザル方式を採用しまして、事業者の公募をしてきたところでございます。

本巣市観光施設等再整備事業に係る事業者等審査委員会において、優先交渉権者を選定したところでございます。

3番でございますが、指定期間でございますが、平成30年4月1日から35年3月31日までの5年間でございます。

補足説明は以上でございます。

日程第9 議案第37号から日程第11 議案第39号まで（上程・説明）

○議長（上谷政明君）

日程第9、議案第37号 平成29年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてから日程第11、議案第39号 平成29年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第37号 平成29年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,002万4,000円を追加するものでございます。

主なものといたしましては、普通交付税の増額、また地域経済循環創造事業交付金の新たな計上、また財政調整基金繰入金及び臨時財政対策債の減額、また前年度の国・県補助負担金等に係る還付金の増額などでございます。

次に、議案第38号 平成29年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,113万1,000円を追加するものでございます。

主なものといたしましては、前年度繰越金の増額、また一般会計繰入金の減額、緊急修繕実施に伴う修繕料の増額などでございます。

次に、議案第39号 平成29年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

歳出予算の総額に、176万8,000円を追加するものでございます。

主なものといたしましては、前年度繰越金の増額、一般会計繰入金の減額、緊急修繕実施に伴う修繕料の増額などでございます。

以上の議案の詳細につきましては、議案第37号は副市長から、議案第38号及び第39号は上下水道部長から、それぞれ御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（上谷政明君）

議案第37号の補足説明を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それでは、議案第37号 平成29年度本巢市一般会計補正予算（第2号）につきまして補足説明をさせていただきます。

補正予算書のほかに、別冊議案の概要の9月補正予算（案）の概要も後ほどごらんをいただければと思います。

それでは、補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,002万4,000円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162億2,433万1,000円とするものでございます。

続いて、4ページをお開き願います。

地方債の補正をお願いするものでございます。

臨時財政対策債につきまして、発行可能額の決定に伴い、補正前限度額6億8,000万円から7,641万9,000円を減額いたしまして、補正後6億358万1,000円とするものでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。

歳入の事項別明細書でございます。

一番上の地方特例交付金74万4,000円の減額につきましては、減収補填特例交付金の交付額決定に伴い減額するものでございます。

次にその下、地方交付税、補正額1億3,830万5,000円につきましては、普通交付税の交付額決定に伴う増額でございます。

主な要因といたしましては、普通交付税から臨時財政対策債へ振りかえられる額が減額されたことなどによるものでございます。

次にその下、国庫補助金、8目商工費国庫補助金1,650万円の増額につきましては、産学官に金融機関を含めた4者間の連携によりまして、地域の資源と資金を活用して行う地域密着型企業の立ち上げを支援する総務省の補助事業でございまして、初期投資費用の2分の1以内で助成されるものでございますが、この補助事業を活用して地域の金融機関から融資を受けながら、富有柿やイチゴなどの地元農産物を活用した加工品を販売する民間事業者へ助成するものでございます。歳出でも同額を予算計上させていただいております。

次に、一番下の県補助金の3目衛生費県補助金121万1,000円の増額につきましては、大腸がん検診率の向上を図るために新たに創設された県の補助事業でございまして、40歳から69歳までの受診者について、1人500円を助成し個人負担を無料とするものでございます。歳出でも同額を予算計上させていただいております。

またその下、4目農林水産業費県補助金478万円の増額につきましては、現在、県代行事業で実施しております基幹林道の伊自良根尾線において、市へ引き渡しを受けた開設区間でのり面崩落が発生したために、復旧工事を行うための調査測量設計委託業務に係る県補助金を計上するものでございまして、補助率は2分の1でございます。

次に、8ページでございますが、上段の基金繰入金、4目の財政調整基金繰入金につきましては、財源調整といたしまして繰入予定でございましたが、地方交付税や繰越金の増額によりまして財源確保が可能なことから2億円を減額するものでございます。

また、中段の繰越金につきましては、平成28年度からの繰越金の確定に伴いまして1億7,639万1,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、下段の市債につきましては、地方債の補正のところでも御説明を申し上げたとおりでございますが、臨時財政対策債について7,641万9,000円を減額するものでございます。

次に、9ページでございますが、ここから歳出の事項別明細書でございます。

まず一番上の総務費、総務管理費の5目財産管理費118万8,000円の増額につきましては、防災無線やJアラートなどの重要機器を備えた無線室の空調設備の定期点検によりまして、室外機のフロンガス漏れなどの不良箇所が判明したために、空調設備の改修をお願いするものでございます。

次に、その下、衛生費、保健衛生費の1目保健衛生総務費36万円の増額につきましては、西濃環境整備組合が運営する屋内プールの利用回数券について、購入費用の2分の1を助成しておりますが、10月1日から利用料金が値上げされるということから補正をお願いするものでございます。

次に、2目の保健事業費の121万1,000円の増額につきましては、歳入で御説明をいたしました大腸がん検診率の向上を図るため県補助金と同額をお願いするものでございます。

また、その下、清掃費の4目下水処理費700万円の減額につきましては、農業集落排水事業特別会計の前年度繰越金の確定によりまして減額するものでございます。

次にその下、農林水産業費、林業費の3目林道費957万9,000円の増額につきましても、先ほど歳入で御説明をいたしました基幹林道伊自良根尾線ののり面崩落に伴う復旧工事のための調査測量設計委託業務に係る予算をお願いするものでございます。

次に、10ページでございますが、商工費、2目の商工振興費1,650万円の増額につきましても、歳入で御説明をいたしました国の補助金を活用して富有柿やイチゴなどの地元農産物を活用した加工品を販売する民間事業者に助成するものでございまして、歳入と同額を計上するものでございます。

次にその下、土木費、下水道費の1目下水道費1,400万円の減額につきましては、公共下水道特別会計の前年度繰越金の確定により減額するものでございます。

次に、教育費、教育総務費の2目事務局費80万円の増額につきましては、教職員の働き方改革プランに伴う教職員の適正な労務管理を行い勤務の適正化を図るために、全小・中学校にタイムレコーダーを設置するものでございまして、またその下、小学校費の1目学校管理費130万7,000円の増額につきましては、新たに医療機関で発達障がい児と診断された児童の増加によりまして、小学校に生活支援員1名を増員するものでございます。

次に、11ページでございますが、上段の保健体育費、3目学校給食センター費158万7,000円の増額につきましては、小・中学校において保護者から食物アレルギーに対応した給食の要望もあることから、食物アレルギーの多い鶏卵を対象とした食物アレルギー対応給食を来年1月から実施するに当たり、専用食器などの消耗品や厨房機器などの備品購入に係る補正をお願いするものでございます。

次にその下、諸支出金、1目諸費4,987万6,000円の増額につきましては、福祉医療費や障害者自立支援給付費、生活保護扶助費などの国庫負担金など、昨年の国・県補助金及び負担金等の確定によりまして返還金の増額をお願いするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

議案第38号及び議案第39号の補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 三浦剛君。

○上下水道部長（三浦 剛君）

それでは、最初に議案第38号 平成29年度本巢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,113万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,313万1,000円とするものでございます。

歳入歳出補正予算の事項別明細書にて、歳入のほうから御説明をさせていただきます。

6ページをお開き願います。

3款1項1目の一般会計繰入金につきましては、補正額700万円の減額であります。これは次の4款1項1目繰越金が補正額1,813万1,000円で、平成28年度決算額が当初予算より増額となったことによるものでございますが、このことに伴いまして3款の一般会計繰入金を減額とするものでございます。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。

7ページをお開き願います。

1款1項1目の一般管理費、補正額434万円につきましては、人事異動に伴いまして給料、職員手当等及び共済費がそれぞれ増額となったことによるものでございます。

同じく11目真正地区処理施設管理費、補正額852万7,000円につきましては、修繕料におきまして緊急修繕の実施に伴い予算に不足を生じるため増額の補正をお願いするものでございます。

2款1項公債費につきましては、利率見直し方式で借入れをしました市債の利率見直しに伴い、1目元金で補正額174万8,000円の増額、2目利子で補正額383万2,000円の減額でございます。

続きまして、議案第39号 平成29年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ176万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,776万8,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書にて、歳入から御説明をさせていただきます。

6ページをお開き願います。

3款1項1目一般会計繰入金につきましては、補正額1,400万円の減額でございます。これにつきましては、4款1項1目繰越金が補正額1,576万8,000円で、平成28年度の決算額が当初予算より増額になったことによるものでございますが、このことに伴いまして3款の一般会計繰入金を減額とするものでございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

7ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費、補正額22万7,000円の減額につきましては、これも人事異動によりま

す職員人件費の減額によるものでございます。

同じく 2 目根尾地区下水道事業費、補正額50万円及び同じく 3 目の本巢地区下水道事業費、補正額139万9,000円につきましてはいずれも修繕料でございますが、機械設備のふぐあい等によります緊急修繕の実施に伴いまして予算が不足するため、増額の補正をお願いするものでございます。

2 款 1 項公債費につきましては、利率見直し方式で借り入れた市債の利率見直しに伴い、1 目元金で補正額50万9,000円の増額、2 目利子で補正額110万7,000円の減額でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

暫時休憩をします。

午前10時33分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（上谷政明君）

休憩前に引き続き、再開します。

日程第12 認定第 1 号から日程第17 認定第 6 号まで（上程・説明・監査委員報告）

○議長（上谷政明君）

日程第12、認定第 1 号 平成28年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてから日程第17、認定第 6 号 平成28年度本巢市水道事業会計決算についてまでを一括議題といたします。

市長に提案理由の説明を求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、平成28年度本巢市の各会計決算の認定につきまして御説明を申し上げます。

まず、認定第 1 号 平成28年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は171億5,575万3,562円、歳出総額は156億123万4,175円、歳入歳出差引残額は15億5,451万9,387円でございます。

次に、認定第 2 号 平成28年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてでございます。

事業勘定の歳入総額は44億1,941万1,691円、歳出総額は41億3,625万818円、歳入歳出差引残額は2億8,316万873円でございます。

また、施設勘定の歳入総額は2億5,181万3,337円、歳出総額は2億4,214万6,321円、歳入歳出の差引残額は966万7,016円でございます。

次に、認定第 3 号 平成28年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は3億7,235万2,388円、歳出総額は3億6,803万3,144円、歳入歳出差引残額は431万9,244円でございます。

次に、認定第4号 平成28年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は6億6,612万8,260円、歳出総額は6億4,421万408円、歳入歳出差引残額は2,191万7,852円でございます。

次に、認定第5号 平成28年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてでございます。

歳入総額は3億6,067万7,935円、歳出総額は3億4,101万5,318円、歳入歳出差引残額は1,966万2,617円でございます。

以上、一般会計及び特別会計決算の5案件につきましては、去る7月4日から8月3日までの間、監査委員によります決算審査を実施していただいておりますので、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

各議案の詳細につきましては、後ほど会計管理者及び各担当部長から御説明を申し上げます。

次に、認定第6号 平成28年度本巢市水道事業会計決算についてでございます。

収益的収入は9億2,914万946円、収益的支出は8億3,380万5,976円でございます。

また、資本的収入は3億5,696万2,120円、資本的支出は6億8,972万2,223円でございます。

水道事業会計決算につきましては、去る5月29日、監査委員によります決算審査を実施していただいておりますので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見を付しまして、議会の認定をお願いするものでございます。

議案の詳細につきましては、後ほど上下水道部長から御説明をお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（上谷政明君）

認定第1号の補足説明を会計管理者に求めます。

会計管理者 小野島広人君。

○会計管理者兼会計課長（小野島広人君）

それでは、認定第1号 平成28年度本巢市一般会計歳入歳出決算につきまして、補足説明をさせていただきます。

平成28年度一般会計歳入歳出決算書、事業報告書、不用額調書で説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

初めに、本巢市議会定例会議案の概要につづってございます平成28年度事業報告書をごらんください。

1枚めくってください。

この事業報告書につきましては、平成28年度本巢市の決算状況について、地方自治法第233条第5項の規定によりまして、主な施策の成果等を説明する書類として、一般会計の歳入歳出決算事業報告書、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道特別会計の各特別会計の歳入歳出決算事業報告書と地域振興基金充当事業関係の事業と成果について取りまとめたものでございます。

また、参考資料としまして、不用額調書と歳入歳出決算書説明資料が添付してございます。

それでは、事業報告書の1ページをごらんください。

平成28年度一般会計の決算額の概要等でございます。

市政推進の基本として、「さらに元気で笑顔あふれる本巢市づくり」を目指しまして、最少の経費で最大の効果を上げるよう事業を実施してきたものでございます。

一般会計における決算の総額は、歳入は171億5,575万3,000円、歳出は156億123万4,000円となりました。前年度と比較しますと、歳入は11億4,085万7,000円の増額で、増減率はプラスの7.1%、歳出も6億1,584万7,000円の増額で、増減率はプラスの4.1%でございます。実質収支は7億5,484万3,000円の黒字で、単年度収支としましては1億3,132万円の赤字となりました。

歳入につきましては、市税は法人市民税及び固定資産税の増によりまして1億9,818万3,000円の増額、繰入金は財政調整基金繰入金の皆増によりまして7億7,087万1,000円の増額、寄附金は主にふるさととす応援寄附金の増によりまして8,892万9,000円の増額、市債は合併特例債の増によりまして2億4,170万8,000円の増額となりました。一方、減少のほうでございますけれども、地方消費税交付金は7,457万8,000円の減額、地方交付税は普通交付税の段階的縮減期間に入りまして5,468万7,000円の減額、国庫支出金は真正中学校増築事業の完了による中学校校舎増改築事業負担金の皆減によりまして4,459万3,000円の減額となりましたが、歳入総額としましては11億4,085万7,000円の増額となりました。

歳出につきましては、土木費は市道糸貫7号線、長良糸貫線の道路整備に係る社会資本整備総合交付事業の増によりまして5億5,085万7,000円の増額、商工費は企業立地促進奨励金の増により8,361万6,000円の増額、公債費は臨時財政対策債及び合併特例債の償還費の増により1億5,655万4,000円の増額となりました。一方、農林水産業費におきましては、野生獣肉処理加工施設建設事業の完了等によりまして6,836万5,000円の減額、民生費では老人福祉施設整備費補助金交付事業の完了及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業の完了による減、また幼児園化によります保育園管理費の減及び児童手当費の減、さらに生活保護扶助費の減により1億1,830万8,000円の減額、議会費は議員共済負担金の減によりまして1,448万4,000円の減額となりましたが、歳出総額としましては6億1,584万7,000円の増額となりました。

次に、2ページをごらんください。

主な歳入科目の決算状況でございます。

2ページの1款の市税から11ページの21款の市債までが、各部局における平成28年度一般会計の主な歳入科目の決算の状況について掲載したものでございます。

また、12ページの議会費から90ページの予備費までが、各部局における平成28年度一般会計の主な歳出科目決算の状況となっております。

続きまして、本巢市議会定例会議案につづつてございます平成28年度一般会計歳入歳出決算書の1ページの歳入をお願いいたします。

1款市税の予算現額は52億3,427万3,000円、調定額は56億5,780万6,219円、収入済額は53億

6,590万4,971円で、不納欠損額は1,140万7,546円で、地方税法の規定によるものでございます。また、収入未済額は2億8,049万3,702円でございます。このうち2項の固定資産税の収入未済額の2億2,820万5,825円は、事業不振による事業所の閉鎖に伴う未納額が主なものでございます。

次に、2款地方譲与税の予算現額は2億1,100万円、調定額及び収入済額は2億1,191万6,000円の同額でございます。

次に、3款利子割交付金の予算現額は600万円、調定額及び収入済額は591万2,000円の同額でございます。

次に、4款配当割交付金の予算現額は3,700万円、調定額及び収入済額は1,508万9,000円の同額でございます。

次に、5款株式等譲渡所得割交付金の予算現額は3,400万円、調定額及び収入済額は766万6,000円の同額でございます。

次に、6款地方消費税交付金の予算現額は6億3,700万円、調定額5億6,723万7,000円で、収入済額も同額でございます。

次に、7款ゴルフ場利用税交付金の予算現額は1,600万円、調定額及び収入済額は1,624万4,206円の同額でございます。

次に、2ページをお願いします。

8款自動車取得税交付金の予算現額は5,000万1,000円で、調定額は4,852万円で、収入済額も同額でございます。

次に、9款地方特例交付金の予算現額は2,117万1,000円、調定額及び収入済額も同額でございます。

次に、10款地方交付税の予算現額は41億8,904万3,000円、調定額42億2,857万1,000円で、収入済額も同額でございます。

次に、11款交通安全対策特別交付金の予算現額は650万円、調定額及び収入済額は589万8,000円の同額でございます。

次に、12款分担金及び負担金の予算現額は4,041万円、調定額は3,992万2,895円で、収入済額は3,897万4,895円で、不納欠損額の10万8,600円は保育料負担金でございます。収入未済の83万9,400円は、保育料負担金と老人福祉費負担金でございます。

次に、13款使用料及び手数料の予算現額は2億1,286万8,000円、調定額2億1,313万5,653円、収入済額は2億1,007万353円で、不納欠損額の10万8,500円は幼稚園使用料でございます。収入未済の295万6,800円の主なものは、市営住宅使用料と幼稚園使用料でございます。

次に、14款国庫支出金の予算現額は15億469万2,000円、調定額14億6,222万4,537円で、収入済額は12億6,868万4,537円で、収入未済額の1億9,354万円の内訳は、総務費補助金の269万3,000円、民生費補助金の5,925万1,000円、土木費補助金の3,638万円、中学校費補助金の2,020万円と地方創生拠点整備交付金の7,501万6,000円でございます。

次に、2ページ一番下から3ページにかけての15款県支出金の予算現額は9億5,480万4,000円、

調定額 9 億 3,101 万 565 円で、収入済額は 9 億 2,476 万 7,565 円で、収入未済額の 624 万 3,000 円の内訳は土木費補助金でございます。

次に、16 款財産収入の予算現額は 1 億 134 万 8,000 円、調定額 1 億 273 万 4,563 円で、収入済額は 1 億 272 万 4,843 円で、収入未済額の 9,720 円の内訳は物品売り払い代金でございます。

次に、17 款寄附金の予算現額は 1 億 148 万 3,000 円、調定額 1 億 1,715 万 4,617 円で、収入済額も同額でございます。

次に、18 款繰入金の予算現額は 10 億 7,127 万 4,000 円、調定額及び収入済額は 10 億 1,800 万 3,000 円の同額でございます。

次に、19 款繰越金の予算現額は 10 億 2,950 万 9,000 円、調定額及び収入済額は 10 億 2,950 万 9,805 円の同額でございます。

次に、20 款諸収入の予算現額は 4 億 6,306 万円、調定額 5 億 3,834 万 8,089 円、収入済額は 5 億 2,335 万 6,770 円で、不納欠損額の 72 万 8,534 円は違約金及び延滞利息でございます。収入未済額の 1,426 万 2,785 円の主なものは学校給食費でございます。

次に、4 ページをお願いします。

21 款市債の予算現額は 16 億 2,467 万 8,000 円、調定額 14 億 2,837 万 8,000 円で、収入済額も同額でございます。

なお、決算書の 9 ページから 21 ページが歳入の事項別明細書でございます。

以上が歳入関係でございます。

次に、5 ページをお願いします。歳出のほうでございます。

1 款議会費の予算現額は 1 億 5,301 万 9,000 円、支出済額 1 億 5,003 万 7,746 円でございます。

次に、2 款総務費の予算現額は 17 億 9,101 万 1,000 円、支出済額 17 億 2,257 万 404 円で、翌年度繰越額は 269 万 3,000 円で、全て繰越明許費で、3 項の戸籍住民基本台帳費の負担金補助及び交付金でございます。

次に、3 款民生費の予算現額は 42 億 6,043 万円、支出済額 39 億 6,186 万 1,128 円で、翌年度繰越額は 6,855 万 1,000 円で、主なものは 1 項社会福祉費の 10 目の臨時福祉給付金等給付事業費の負担金補助及び交付金の 6,300 万円でございます。

次に、4 款衛生費の予算現額は 20 億 1,721 万 1,000 円、支出済額 19 億 6,639 万 2,687 円でございます。

次に、5 款労働費の予算現額は 307 万円、支出済額は 306 万 1,202 円でございます。

次に、6 款農林水産業費の予算現額は 6 億 6,609 万円、支出済額 6 億 2,095 万 8,952 円でございます。

次に、5 ページ一番下から 6 ページでございますが、7 款商工費、予算現額は 5 億 7,151 万 4,000 円、支出済額 3 億 5,465 万 9,346 円、翌年度繰越額は 2 億 4 万 5,000 円で、全て繰越明許費で、主なものは 1 項の商工費の 3 目観光費の工事請負費の 1 億 3,562 万円、備品購入費の 4,676 万 9,000 円及び委託料の 1,764 万 4,000 円でございます。

次に、8 款土木費、予算現額は 22 億 8,256 万 4,000 円、支出済額 20 億 8,378 万 5,228 円で、翌年度繰

越額は1億323万2,000円で、全て繰越明許費で、主なものは2項の道路橋りょう費の5目社会資本整備総合交付金事業費の委託料の794万8,000円、工事請負費の8,646万円と、8項国土調査費の委託料832万4,000円でございます。

次に、9款消防費、予算現額は6億7,003万円、支出済額6億5,526万1,427円でございます。

次に、10款教育費、予算現額は30億5,058万4,000円、支出済額27億7,962万2,617円、翌年度繰越額は7,573万8,000円で、全て繰越明許で、内訳は3項中学校費の1目学校管理費の委託料の142万2,000円と、工事請負費の7,431万6,000円でございます。

次に、11款災害復旧費、予算現額608万9,000円、支出済額604万8,320円でございます。

次に、7ページをお願いします。

12款公債費、予算現額は12億7,779万2,000円、支出済額12億7,677万2,965円でございます。

次に、13款諸支出金、予算現額は7億5,420万3,000円、支出済額2,020万2,153円、翌年度繰越額は7億3,400万円は全て繰越明許費で、内訳は1項の普通財産取得費の公有財産購入費でございます。

次に、14款予備費、予算現額は4,250万7,000円、支出済額はゼロでございます。

なお、決算書の22ページから55ページまでが歳出の事項別明細書でございます。

次に、決算書の56ページをお開きください。

平成28年度本巢市一般会計の実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は171億5,575万3,000円、歳出総額は156億123万4,000円、歳入歳出差引額は15億5,451万9,000円、翌年度へ繰り越すべき財源は、繰越明許費繰越額で7億9,967万6,000円でございます。また、実質収支額では7億5,484万3,000円でございます。

次に、57ページをお願いします。

財産に関する調書でございます。

1の公有財産から62ページの4の基金までの平成28年度中の各財産の増減や年度末の現在高を掲載したものでございます。お目通しをお願いします。

最後に、不用額につきまして少し説明させていただきます。

不用額調書は事業報告書の次にございます。

1ページをお願いします。

不用額調書に記載してございますのは、予算科目の節の予算現額で50万円以上でかつ予算額の10%以上の項目を掲載したものでございます。

表の一番上の欄の横列を右へ、番号、会計、決算書のページ、所管部局、所管課、その下に予算科目、その下に最終予算額、決算額、繰越明許費、不用額、その下に主な要因ということでございます。

また、不用額調書につきましては、一般会計と3つの特別会計が1ページの番号1から21ページの番号105までが掲載してございますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、平成28年度一般会計歳入歳出決算についての補足説明とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

認定第2号及び認定第3号の補足説明を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 森寛君。

○市民環境部長（森 寛君）

それでは、認定第2号 平成28年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について補足説明させていただきます。

お手元の平成28年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算書及び事業報告書にて説明させていただきます。

事業報告書は、91ページから101ページまでが事業勘定分、102ページから110ページまでが施設勘定分でございます。

まず最初に、事業勘定分でございます。

事業報告書91ページをごらんください。

平成28年度末の国民健康保険の被保険者数は8,364人で、平成27年度末と比較しますと403人の減となっております。減少の要因といたしましては、平成28年10月からの短期労働者の社会保険適用拡大の影響が大きいと考えます。また、本巢市の人口割合にいたしますと、24%の方が国保の加入者となっております。

それでは、歳入の主なものとして保険税から説明させていただきますので、歳入歳出決算書6ページの事項別明細書をごらんください。

1款の国民健康保険税、1項国民健康保険税の1目一般被保険者国民健康保険税と、同じく2目退職被保険者等国民健康保険税を合わせまして、調定額10億4,164万3,259円に対しまして、収入済額8億3,893万1,385円であり、そのうち一般及び退職被保険者に係る医療給付費分の現年度課税分の収納率は95.99%、後期高齢者支援分が95.99%、介護納付金分が93.94%で、現年課税分全体といたしましては95.83%の収納率となっております。前年に比しまして1.81ポイントの増でございます。また、滞納繰越分全体の収納率は22.21%で、前年比6.55ポイントの増でございます。収入未済額の全体では、1億7,061万7,101円は対前年4,946万2,000円の減額となっております。

いずれにいたしましても、多くの収入未済額を抱えておりますので、今後ともより一層の収納率の向上に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、滞納関連の不納欠損につきましては、いずれも地方税法の規定に基づくものでございます。次に、7ページをごらんください。

4款の国庫支出金の7億7,460万2,005円のうち、主なものとして1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金5億8,037万5,341円につきましては、一般被保険者の療養給付費や後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に対しまして、定率で100分の32に相当する額が国より交付されたものでございます。

また、2項国庫補助金の2目国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金56万9,000円につきましては、30年度、国保財政の県単位化に向けまして県が導入しました国保事業費納付金等算定標準

システムとの連携を図るため、市の総合行政システムの改修に係る費用に対する補助金でございます。

次に、8ページをごらんください。

5款の療養給付費交付金の収入済額は7,579万547円ですが、退職被保険者の療養給付費から退職被保険者の保険税を控除した額が社会保険診療報酬支払基金から交付されたものでございます。

6款の前期高齢者交付金の収入済額11億2,283万7,198円ですが、前期高齢者の加入割合の不均衡を是正するため、全ての保険者との加入率の差額分が支払基金から交付されたものでございます。

7款県支出金でございます。主なものとして、2項県補助金、2目県財政調整交付金1億8,963万4,000円であり、市町村の財政力の不均衡を調整するために県から交付されたものでございます。

8款の共同事業交付金です。

次のページになりますが、2目の保険財政共同安定化事業交付金は7億7,072万8,264円ですが、県内市町村の保険者間の保険税等の平準化や財政の安定化を図るため国保連合会から交付されたものでございます。

10款の繰入金、1項他会計繰入金、1目の一般会計繰入金の2億7,873万6,941円につきましては、国保財政の健全化を図るため、保険基盤安定繰入金を初めといたしました法定繰入分でございます。

続きまして、歳出の主なものについて説明させていただきます。

12ページをごらんください。

2款の保険給付費、1項療養諸費の一般及び退職被保険者等の療養給付費などの支出済額は21億9,259万153円であり、前年度と比較いたしまして1億4,830万3,000円、6.34%の減となりました。減額理由といたしましては、被保険者数の減少、医科・歯科・調剤全ての区分において医療費の減少、また冬場のインフルエンザの流行が大きくなかったことによるものと考えています。

次のページになりますが、同じく2項の高額療養費の支出済額は2億7,417万1,256円であり、前年度と比較しまして1,733万7,000円、5.95%の減となっております。

14ページをごらんください。

3款の後期高齢者支援金等の4億6,754万8,714円は、現役世代から後期高齢者医療への支援ということで、社会保険診療報酬支払基金へ拠出したものです。

次に、15ページの6款の介護納付金の1億6,712万7,603円は、介護保険の費用に充てるため、同じく支払基金に納付したものでございます。

続きまして、7款の共同事業拠出金ですが、国保財政の安定化を図るため9億117万6,672円を国保連合会へ拠出したものです。

18ページをごらんください。

ただいま歳入及び歳出の主な内容を御説明しました事業勘定の実質収支でございます。

歳入総額44億1,941万2,000円に対しまして、歳出総額41億3,625万1,000円で、差引額2億8,316

万1,000円の決算となりました。

それでは、次に施設勘定について説明させていただきます。

施設勘定の内容につきましては、根尾診療所及び本巢診療所に係るものでございます。

歳入歳出決算書の23ページの施設勘定分の事項別明細書をごらんください。

1款の診療収入につきましては、1項外来収入、2項検診収入、合わせまして1億2,763万3,670円は前年度と比較しまして644万1,000円の減収となっています。これを施設ごとに見ますと、根尾診療所では、少子・高齢化の進行などにより地域人口の減少によりまして、受診者数は医科・歯科合わせまして1日当たり平均受診者数は前年と比較し2名減の27人となりました。また、本巢診療所では前年と同じ11人となっています。

続きまして、歳出について主なものを御説明させていただきます。

25ページをごらんください。

1款の総務費1億6,030万5,576円につきましては、施設管理費で、ほとんどが人件費であり、前年度に比べ109万9,000円の増となりました。

次に、2款医業費の1目医業用機械器具費、18節備品購入費中、根尾診療所では心電図システム、医局用コンピューター機器の更新と、本巢診療所では尿分析機の更新を行いました。

27ページをごらんください。

ただいま歳入及び歳出の主な内容を御説明させていただきました施設勘定の実質収支でございます。

歳入総額2億5,181万3,000円に対しまして、歳出総額2億4,214万6,000円で、差引額966万7,000円の決算となりました。

認定第2号につきましては、以上でございます。

続きまして、認定第3号 平成28年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、お手元の平成28年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書及び事業報告書で御説明させていただきます。

事業報告書は106ページから108ページまででございます。

後期高齢者医療につきましては、旧老人保健制度が高齢者の医療費の増加等により、医療制度改革大綱の決定に基づき平成20年4月より現在の制度が実施されてきています。

保険料につきましては2年ごとの見直しがされ、平成28年度におきましては、均等割額4万2,690円、所得割率8.55%で、前年に比べそれぞれ850円、0.56%増の改定がありました。

事業報告書の106ページをごらんください。

初めに、被保険者数についてです。平成28年度末の後期高齢者医療の被保険者数は4,689人であり、前年度と比較しますと173人の増加となっております。人口割合にいたしますと13.5%でございます。

それでは、歳入の主なものを御説明させていただきます。

歳入歳出決算書の4ページ、事項別明細書をごらんください。

1 款の後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料の全体の保険料、収入済額は 2 億 6,027 万円であり、前年度と比較しますと 2,633 万 9,000 円の増額となりました。また、収入未済額は 73 万 9,800 円ですが、平成 29 年度の滞納繰越額といたしましては、還付未済額の 19 万 4,600 円を加算しました 93 万 4,400 円で、その内訳といたしましては、28 年度滞納分 17 人で 86 万 3,300 円、27 年度以前の滞納分 9 人で 7 万 1,100 円となっております。

なお、不納欠損額の 4 万 3,000 円につきましては、3 人分で、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき処分するものです。

次に、3 款の後期高齢者医療広域連合支出金、1 目保健事業費委託金 1,129 万 4,728 円につきましては、被保険者の健診事業に係る委託金でございます。

4 款の繰入金、全体で 9,727 万 7,877 円であり、広域連合への事務費などとして、1 節、1,879 万 9,927 円、同じく 2 節保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者の軽減措置分として 7,107 万 3,821 円、同じく 3 節保健事業費繰入金につきましては、広域連合への保健事業費負担金と健康診査費として 740 万 4,129 円を一般会計から繰り入れたものです。

続きまして、歳出の主なものを御説明させていただきます。

6 ページをごらんください。

2 款の後期高齢者医療広域連合納付金は、歳出決算全体の 94.7% を占めており、その額は 3 億 4,838 万 2,945 円となっております。前年と比較しますと 9.1% の増加となりました。

次に、3 款の保健事業費 1,499 万 6,560 円につきましては、広域連合から委託されておりますが、ふ・すこやか健診、さわやか口腔健診事業の委託料等でございます。

8 ページをごらんください。

ただいま歳入及び歳出の主な内容を御説明しました実質収支でございます。

歳入総額 3 億 7,235 万 2,000 円に対しまして、歳出総額 3 億 6,803 万 3,000 円で、差引額 431 万 9,000 円の決算となりました。

認定第 3 号の補足説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（上谷政明君）

認定第 4 号から認定第 6 号までの補足説明を上下水道部長に求めます。

上下水道部長 三浦剛君。

○上下水道部長（三浦 剛君）

それでは最初に、認定第 4 号 平成 28 年度本巣市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の補足説明をさせていただきます。

決算書の歳入歳出決算事項別明細書にて御説明をさせていただきます。

なお、事業報告書は 109 ページから、また歳入歳出決算書説明資料は 70 ページでございます。

それでは、決算書の 4 ページをお開き願いたいと思います。

歳入から御説明をさせていただきます。

1 款 1 項 1 目の農林水産業費分担金は収入済額 796 万円で、これは新規加入者負担金でございます。

す。

2款1項1目農林水産業費使用料は、収入済額の現年分で1億6,375万6,914円、滞納繰越分で484万1,041円で、収入済額の合計は1億6,859万7,955円でございます。

3款繰入金は、一般会計の繰入金で4億7,800万円でございます。

続きまして、歳出について御説明させていただきます。

5ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費につきましては、主に職員3名分の人件費で2,201万4,998円等でございます。

同じく2目下福島地区処理施設管理費から7ページの12目金原・鍋原地区処理施設管理費につきましては、11カ所の浄化センターの維持管理に要する費用でございます。支出済額の合計は2億7,959万1,535円でございます。これは、各浄化センターの光熱水費、修繕料、管理委託料、汚泥運搬委託料、設備改修工事費、公共ますの設置工事費等でございます。

7ページの2款公債費でございますが、元利償還金として3億2,742万1,757円でございます。

8ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額6億6,612万8,000円、歳出総額6億4,421万円、実質収支額2,191万8,000円でございます。

続きまして、認定第5号 平成28年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算の補足説明をさせていただきます。

事業報告書は113ページから、また歳入歳出決算書の説明資料は106ページでございます。

決算書の歳入歳出決算事項別明細書にて御説明をさせていただきます。

決算書の4ページをお開き願います。

歳入から御説明をさせていただきます。

1款1項1目土木費分担金は、受益者の分担金が1,122万5,000円、新規受益者負担金が533万円、過年度分として440万6,000円で、収入済額の合計は2,096万1,000円でございます。

2款1項1目土木費使用料は、現年分として9,658万9,649円、滞納繰越分で348万8,151円、収入済額の合計は1億7万7,800円でございます。

3款県支出金は、公共下水道の普及及び整備を図るための特定基盤整備推進交付金でございます。金額、100万9,000円でございます。

4款繰入金は、一般会計繰入金で2億3,000万円でございます。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。

5ページをお開き願います。

1款1項1目の一般管理費は、主に職員3名分の人件費2,364万3,486円などでございます。

2目の根尾地区下水道事業費は、根尾中央浄化センターの維持管理費等で5,133万8,650円でございます。

3目の本巢地区下水道事業費は、本巢浄化センターの維持管理費等でございます。7,896万6,597円でございます。主なものとしまして、施設の維持管理委託料、汚泥の運搬処理委託料、施設改修工事費等でございます。

6ページをお開き願います。

2款公債費でございますが、元利償還金として1億8,047万4,268円でございます。

7ページをごらん願います。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額3億6,067万8,000円、歳出総額3億4,101万5,000円、実質収支額1,966万3,000円でございます。

続きまして、認定第6号 平成28年度本巢市水道事業会計決算の補足説明をさせていただきます。水道事業会計の決算書の2ページをお開き願いたいと思います。

最初に、平成28年度の本巢市水道事業会計決算報告書でございます。

(1)収益的収入及び支出でございますが、収益的収入の決算額は9億2,914万946円でございます。収益的支出の決算額は8億3,380万5,976円でございます。

なお、第1項営業費用では、地方公営企業法第26条第2項の規定によります翌年度への繰越額が44万円ございます。これにつきましては、十四条地内の道路改良工事に伴います配水管の改良工事によるものでございます。

3ページです。

(2)資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の決算額は3億5,696万2,120円、資本的支出の決算額は6億8,972万2,223円でございます。

なお、資本的支出と同様、地方公営企業法第26条の規定によります翌年度への繰越額が278万5,000円ございます。収益的支出で御説明申し上げた工事と同一の工事でございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,276万103円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填をいたしました。

続きまして、4ページをお開き願います。

平成28年度本巢市水道事業会計損益計算書について御説明させていただきます。

1の営業収益は3億4,875万3,946円で、2の営業費用は7億4,241万2,313円でございます。1の営業収益から2の営業費用を差し引きますと3億9,365万8,367円の営業損失でございます。3の営業外収益は5億3,381万6,475円で、4の営業外費用は7,026万2,182円でございます。3の営業外収益から4の営業外費用を差し引きますと4億6,355万4,293円となり、その結果、平成28年度の経常利益は、右上でございますが、6,989万5,926円となりました。当年度純利益も同額の6,989万5,926円でございます。これに前年度の繰越利益剰余金1億3,710万5,200円を加えました2億700万1,126円が当年度未処分利益剰余金となりました。

続きまして、5ページの平成28年度本巢市水道事業会計剰余金計算書及び剰余金処分計算書(案)について御説明をさせていただきます。

まず、上の表の剰余金計算書から御説明をさせていただきます。

表の上段部分、前年度末残高は平成27年度末の残高でございます。前年度末残高に前年度処分額を加えた額が処分後残高で、表の中段の部分でございます。この額に当年度変動額を加えた額が当年度末残高で、表の下段部分でございます。一番左の資本金につきましては、変動はなく、当年度末残高は同じく12億4,258万4,830円でございます。

次に、剰余金のうち、右側の利益剰余金の欄の減債積立金と利益積立金ですが、昨年度の議会で議決をいただきました処分額を加えたものが中段の処分後残高でございます。

なお、今年度の剰余金処分計算書（案）につきましては、後ほど御説明を申し上げます。

その右側でございますが、未処分利益剰余金の欄ですが、中段の処分後残高に当年度変動額としまして、平成28年度から旧簡易水道会計を統合した関係で、旧簡易水道会計の平成28年度期首貸借対照表から上水道会計へ引き継ぎをしました未処分利益剰余金としてマイナス3億7,399万1,961円と、当年度純利益の6,989万5,926円を差し引きしました、表の下段になりますが、2億700万1,126円が当年度末残高で、先ほど損益計算書で御説明をいたしました当年度未処分利益剰余金でございます。

続きまして、下の表の剰余金処分計算書（案）につきまして御説明をさせていただきます。

当年度純利益が6,989万5,926円でございますので、この利益を積立金として処分するというところでございますが、旧の簡易水道会計統合の影響で、当年度未処分利益剰余金が前年度と比較して減額となっております関係で、減債積立金の積み立て及び利益積立金の積み立てにそれぞれ500万円を積み立てる案とさせていただきました。

続きまして、6ページをお開き願いたいと思います。

本巣市水道事業会計貸借対照表でございます。

左側の資産の部でございますが、1の固定資産の合計が95億4,060万526円、2の流動資産の合計が9億2,213万4,642円となり、資産合計は104億6,273万5,168円でございます。

次に、右側の負債の部でございますが、3の固定負債合計が56億1,999万9,796円でございます。

4の流動負債の合計は4億431万3,706円で、これにつきましては1年以内に償還期限が到来する企業債、それと未払金、引当金でございます。

5の繰延収益の合計は、7ページになりますけれども、28億5,329万6,710円で、負債合計額は88億7,761万212円でございます。

次に、資本の部でございますが、6の資本金合計額は剰余金計算書で御説明いたしましたが、12億4,258万4,830円でございます。

7の剰余金につきましても、剰余金計算書と同様でありまして、剰余金合計が3億4,254万126円で、資本合計が15億8,512万4,956円でございます。

続きまして、8ページをお開き願います。

平成28年度本巣市水道事業会計キャッシュ・フロー計算書でございます。

1の業務活動、2の投資活動、3の財務活動、それぞれによるキャッシュ・フローによりまして、

右側ですが、資金増加額は6,400万5,051円でございます。その下の資金期首残高は、平成27年度末の資金残高であります。これに先ほどの資金増加額を加えたものが資金期末残高でございます。資金の期末残高は平成28年度末の現金預金でございまして、8億5,033万4,806円でございます。

次に、9ページの平成28年度本巢市水道事業報告書でございます。

1. 概要の(1)総括事項でございます。

2行目の中ほどからでございますが、上水道事業の給水区域内人口は3万4,440人、給水人口は3万2,226人で、普及率は93.6%でございます。年間配水量は441万2,586立方メートル、年間有収水量は336万3,104立方メートルで、有収率は76.2%となりました。

なお、簡易水道事業を統合しました関係で、前年度の上水道事業との数値の比較はほとんどが増となっております。

2つ目の段落となります6行目からですが、建設改良工事につきましては、その明細は11ページから14ページに記載してございます。

また、8行目からの経営面につきましては、4ページの損益計算書等で御説明をさせていただいた内容でございます。

11ページから14ページをごらん願います。

2の工事、(1)建設改良工事の概要でございます。工事名、施工内容、事業費等でございます。14ページにかけて掲載してございます。

14ページの一番下の欄でございますが、配水管の拡張工事を572.8メートル、配水管の改良工事を3,055.9メートル施工いたしました。また、消火栓は、改良を含めまして19基の工事を実施しております。工事費の総額は3億7,381万8,240円でございます。

続きまして、15ページでございます。

3の業務、(1)業務量でございますが、先ほど9ページの事業報告書の概要(1)総括事項で御説明をいたしました。

なお、上の表の(上水分)とある表ですが、平成28年度の欄の数値につきましては、統合後の上水と旧簡易水道を合計した数値でございます。平成27年度の数値につきましては、旧の上水のみの数値であります。そういったことによりまして、増減欄及び対前年比の欄につきましては、ほとんどの数値が増となっております。

その下の表の(旧簡水分)とある表の平成28年度の欄の数字ですが、上段の表の内数でございまして、旧の簡水分の数値でございます。

(2)の事業収入に関する事項、(3)の事業費に関する事項は、4ページの損益計算書をまとめたものでございます。

次に、16ページから19ページにつきましては、工事の発注関係の内容でございます。契約の内容につきましては、11ページから14ページと同様の内容でございます。

20ページをお開き願います。

(2)企業債及び一時借入金の概要でございますが、企業債の平成28年度末残高は59億3,804万

9,135円でございます。このうち、旧の簡易水道事業の企業債残高は22億2,619万7,991円で、旧の上水事業の企業債残高が37億1,185万1,144円でございます。

詳細につきましては24ページ以降に掲載してございます。

続きまして、21ページの固定資産明細書でございます。

(1)の有形固定資産の表の中ほどでございますが、年度末現在高は平成28年度末の現在高でございます。これから減価償却累計額を控除したものが、右寄りの備考欄の左側ですが、年度末の償却未済高でございます。6ページで御説明をいたしました貸借対照表の固定資産の詳細でございます。

22ページと23ページをお開き願います。

上水道事業会計収益費用明細書でございます。4ページで御説明をいたしました損益計算書の明細でございます。

24ページ以降につきましては、先ほど御説明いたしました企業債の明細でございます。

28ページをごらん願います。

28ページまでが旧の上水分の企業債の明細でございます。右寄りの未償還残高の欄でございますが、年度末の残高でございます。37億1,185万1,144円でございます。

29ページ以降が旧の簡水分でございます。

32ページをごらん願います。

下から2段目が旧簡水分の計でございます。未償還残高が22億2,619万7,991円で、合計が59億3,804万9,135円でございます。先ほど20ページで御説明いたしました企業債の本年度末の残高でございます。

以上、認定第4号から認定第6号までの補足説明とさせていただきます。

○議長（上谷政明君）

それでは、皆さんに事前にお諮りします。

休憩時間に入りますけど、議事を進めていきたいと思っておりますので、よろしく御承認のほどお願いいたします。

それでは、認定第1号から認定第6号については、監査委員に監査をお願いしてありますので、代表監査委員に決算審査についての意見を求めます。

代表監査委員 三田村晃司君。

○代表監査委員（三田村晃司君）

それでは、監査委員を代表いたしまして、決算意見について申し上げます。

今回審査しましたのは、地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された平成28年度本巢市一般会計・特別会計歳入歳出決算、同法第241条第5項の規定により審査に付された平成28年度基金の運用状況、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成28年度本巢市水道事業会計決算でございます。

最初に、一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金の運用状況から述べます。

審査は、7月4日から7月11日までの間、本庁舎3階第1委員会室において5日間にわたり実施

しました。また、8月3日に本巢小学校と真正中学校に出向き、実地審査を行いました。

審査内容は、小・中学校の情報機器整備事業として整備した機器のうち、本巢小学校ではタブレットパソコン、真正中学校では電子黒板について審査をいたしました。

審査の結果につきましては、審査に付されたいずれの書類も関係法令に準拠して作成されており、その計数に誤りがないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務についても適正に行われていることを確認いたしました。

各会計の審査結果の詳細につきましては、提出いたしました審査意見書に記載のとおりです。

それでは、決算の状況及び意見を簡潔に述べます。

一般会計に特別会計を合わせた当年度の総計決算額は、歳入232億2,613万6,000円、歳出213億3,288万9,000円であります。形式収支は18億9,324万7,000円、実質収支は10億9,357万1,000円とともに黒字ですが、単年度収支につきましては5,065万円の赤字となっています。

当年度の主な財政分析指数を見ると、財政力指数は0.626で、前年度に比べると0.027ポイント低下し、財政構造の弾力性を判断する経常収支比率は82.5%で、前年度に比べ2.9ポイント上昇しています。

このことから、留保財源が減少し財源の余裕が失われつつあるため、財政構造の硬直化が危惧されます。今後は、安定的かつ自主的な財政基盤の構築と財政構造の弾力性に向け、自主財源の確保に取り組まれることが必要であると考えます。

次に、歳入決算について、市税等の過年度分を含めた滞納繰越合計額の年度別推移を見ますと、平成28年度の滞納繰越額まで年々減少傾向にあった市民税と軽自動車税は増加に転じています。一方、今まで増加していた固定資産税、農業集落排水施設使用料、公共下水道施設使用料の滞納繰越額は減少しています。また、国民健康保険税は年々減少しており、学校給食費については年々増加しています。

また、不納欠損額は一般会計では前年度に比べ5.4%増加しています。その要因は、市税では2.7%減少しましたが、負担金、使用料、雑入が増加したためです。また、特別会計の国民健康保険税は25.0%減少しています。

不納欠損は納税者に不公平感を抱かせるだけでなく、納付意欲を著しく低下させるものであるため、今後も不納欠損処分に当たっては徹底した調査の上、厳正に対処されることを望みます。

なお、収納体制については、現在関係部署が連携し、債権管理適正化ワーキンググループを組織して全庁的な取り組みが進められているところであります。引き続き、収入未済額の縮減、収納率の向上が図られることを期待します。

次に、歳出決算について、歳出構造を見ますと、義務的経費を除いた経常的経費の割合は33.8%で、前年度に比べ1.1ポイント上昇しています。主な要因は、補助費等の水道事業会計補助金、企業立地促進奨励金及び年金生活者等支援臨時福祉給付金が増加したことによるものです。また、投資的経費の割合についても17.1%で、前年度に比べ1.6ポイント上昇しています。主な要因は、市道糸貫0007号線整備事業、長良・糸貫道路整備事業及び席田北部公園用地取得事業の事業費が増加

したことによるものです。

次に、市債の発行については、当年度14億2,837万8,000円を発行しています。全てが一般会計で、特別会計からは発行されていません。当年度末における残高は、一般会計、特別会計合わせて234億9,935万1,000円で、前年度に比べ9.7%減少しています。

引き続き、歳入に応じた形での投資を念頭に、将来の世代に過大な負担を残すことがないように、適切な市債残高の縮減に努めることを臨みます。

不用額については、一般会計と特別会計を合わせた総額で10億7,717万5,000円であります。前年度より17.0%増加しています。予算執行については、現状を把握し適正な時期に適正な金額の補正を行うなど、不用額の減少に努力し、より適正な運用がなされることを期待します。

最後に、当年度決算は景気の回復基調により市税が増加していますが、社会の流れは少子・高齢化にあり、今後は福祉・医療など社会保障関係費用の伸びが予想されることに加え、公共施設及び社会資本の老朽化、減災対策など、地方自治には厳しい財政運営が求められます。将来を見据えた健全な財政計画のもと、さらなる財政の健全化を目指し、市民福祉の向上と市政の発展に尽力されることを望むものであります。

続いて、水道事業会計について述べます。

審査は、5月29日に本庁舎3階第2委員会室において実施いたしました。また、同日に糸貫分庁舎に出向き、実地審査を行いました。

審査内容は、水道遠隔監視システム整備工事についてでございます。

審査の結果につきましては、審査に付されたいずれの書類も関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状態を適正に示しているものと認められました。

審査の結果の詳細につきましては、提出いたしました審査意見書に記載のとおりです。

それでは、決算の状況及び意見を簡潔に述べます。

当年度の事業実績を見ると、簡易水道事業の統合により給水人口は3万2,226人、給水戸数は1万498戸となり、前年度に比べ給水戸数は14.2%、給水人口は7.9%増加しています。また、それに伴って年間配水量は12.7%、年間有収水量は9.8%増加しています。

その結果、配水路に対する有収水量の割合を示す有収率は76.2%で、前年度に比べると2.1ポイント低下しています。有収率については、ここ数年低下傾向にあり、その対策として老朽管の交換や、漏水箇所を特定して修繕に努めたことにより前年度は上昇に転じたところでありました。しかし、当年度は低下となっています。これは簡易水道事業の統合が影響したことによるものであると考えています。統合された旧簡易水道部分の有収率は67.6%で、前年度の水道事業の有収率と比べると低い数値を示しています。

効率的で有効な水資源を利用するという点においては、今後原因を調査し、無効水量を減少させるよう対応されることを望みます。

次に、建設拡張改良工事については、水道遠隔監視システムの整備や浄水場等の施設整備を実施し危機管理対策の充実を図ったほか、耐震管を採用した配水管の拡張及び改良など、災害に強い水

道管の整備が計画的に進められたところであります。

経営面では、営業収益が3億4,875万4,000円、営業費用が7億4,241万2,000円であり、営業収益は前年度に比べると0.1%減少、営業費用は48.4%増加しています。この結果、営業利益は前年度に比べ減少となっています。また、営業外収益、営業外費用ともに前年度に比べ増加となっており、当年度は簡易水道事業の統合により収益、費用の合計が大きく変動しています。

次に、財政構造を見ると、当年度は3億7,381万8,000円に及ぶ建設改良工事が行われていますが、この財源は企業債及び国庫補助金、負担金等によって賄われるため財政構造に大きな変動はありませんが、固定資産対長期資本比率は132.4%で、前年度に比べると11.7ポイント上昇しています。これは固定資産、固定負債、剰余金等の変動によるものであり、前年度と同様、過大投資の基準である100%を超えている点が懸念されているところであります。

また、短期債務に対する支払い能力を示している流動比率及び酸性試験比率については、前年度に比べ数値は低下しているものの、依然として信用度の高い数値を示しているところであります。

水道事業は、市民や企業の節水やコスト削減意識の定着に加え、節水機器の普及により大幅な給水収益の増加は期待できないところであります。一方で、安全な水道水を安定供給するため、水道施設の老朽化対策、耐震化の推進、水質・危機管理など多額の資金が必要であり、厳しい事業運営が求められています。引き続き、将来の財政負担の軽減と平準化などを図りながら、計画的で効率的な財政運営に努められることを望みます。

以上で決算についての意見を終わります。

○議長（上谷政明君）

これより決算審査の意見に対する質疑を行います。

なお、事業内容の質疑は一般会計歳入歳出決算については9月7日の本会議にて、また特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算については8月22日の本会議で行います。

それでは、決算審査の意見に対する質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。これで決算審査の意見に対する質疑を終わります。

日程第18 議員派遣について

○議長（上谷政明君）

日程第18、議員派遣についてを議題といたします。

お手元に配付のとおり、会議規則第162条の規定により議員を派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

散会の宣告

○議長（上谷政明君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

8月22日火曜日午前9時から本会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時11分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 上 谷 政 明

署 名 議 員 道 下 和 茂

署 名 議 員 中 村 重 光